①平成31年1月1日から

令和元年9月30日までに納付された方

11月上旬に発送

②令和元年 10月1日から12月31日までの間に、 今年はじめて納付された方

翌年 2 月上旬に発送

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社 会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送 られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての 照会や、控除証明書を紛失された方は、ご本人のマイナンバー もしくは基礎年金番号をご用意のうえ、下記の問い合わせ先 までご連絡をお願いします。

代の自治

お発願送

国

民

年 れ

金

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」 が発行されます

問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004 (ナビダイヤル) ☎03-6630-2525 (050から始まる電話の場合)

月~金曜日:午前8時30分~午後7時 第2土曜日:午前9時30分~午後4時 ※祝日(第2土曜日を除く)と12月29日~1月3日はご利用いただけません。

土浦年金事務所

☎029−825−1170(自動音声案内に従って【2】→【1】をダイヤルしてください。)

とんなどもは必ず連絡。届け出を!

●家屋の新増築や取り壊しをしたとき

家屋の新築・増築、または取り壊しを行い、まだ、税務課資産税係の調査を受けていない 家屋がありましたら、面積の大小にかかわらずお手数でも必ずご連絡をお願いします。また、 年末年始にかけて完成・取り壊しが見込まれる場合にもご連絡をお願いします。

※連絡・届け出がない場合には、すでに取り壊した建物でも課税されてしまいますので、 忘れずに届け出をしてください。

●所有者が亡くなられたとき

相続人の方から代表者(亡くなられた方に代わり、新たに納税される方)を決めていただ き「納税者変更届出書」を提出していただくことになります。この届け出により法務局での 相続登記が完了するまでの間、代表者の方へ納税通知書を送付させていただきます。

なお、法務局へ登記のされていない未登記家屋の場合は「未登記家屋所有者変更届」を提 出いただければ、所有者を変更させていただきます。

●自宅に隣接する土地を購入または、借用し宅地として一体利用されているとき 一画地として住宅用地の特例措置が受けられる場合がありますのでお知らせください

間い合わせ先 役場税務課 資産税係 **☎**68-2211 (内線206・207・208)

産の所な

こんなときは必ず税務課資産税係まで 届け出をお願いします

